

## 別紙5 Q & A

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A (回答)
1	事前準備	全般	まず何から始めたらよいですか。	<p>経済産業省のウェブサイトに掲載している記載要領に詳細が書いてありますのでご一読ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2023FY_.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2023FY_.pdf</a></li> <li>●第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等に係る届出要領  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/2toku_manual_2023FY.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/2toku_manual_2023FY.pdf</a></li> </ul>
2	事前準備	PCのスペック	パソコンはどのようなスペックのものを用意したらよいですか。	<p>支援ソフトマニュアルの「2. 1. 1」に記載していますが、次の環境が必要です。</p> <p>OS Windows 10            CPU Intel® Core(TM) i5-6200U CPU @ 2.30GHz 2.40GHz            メモリ 1GB以上            HDD 5GB以上の空き領域があること            フレームワーク .NET Framework 4.6</p> <p>支援ソフトを利用するためには、「.NET Framework 4.6」がインストールされている必要があります。Windows 10の場合は、初期状態から「.NET Framework 4.6」がインストールされているためインストールの必要はありません。</p>
3	届出書の作成	作成方法	支援ソフトを使って届出書を作成する必要がありますか。	<p>必ずしも支援ソフトを使用して届出書を作成する必要はありませんが、光ディスクや電子申請による届出をされる場合には、支援ソフトを利用してXML形式のデータを出力する必要があります。</p> <p>支援ソフトは独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)より提供されるマスタ辞書を取り込んで使用します。</p> <p>マスタ辞書とは、約29,000の化審法公示物質及びNITEで確認した公示物質とCAS登録番号の組合せ計約10万件を収載している化学物質リストのことをいいます。マスタ辞書の詳細についてはNITEのウェブサイトを参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●NITEウェブサイト  <a href="https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo01.html">https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo01.html</a></li> </ul> <p>そのため、書面で届出される場合も支援ソフトを利用することにより、届出書の作成が容易になるとともに、届出内容の信頼性が高くなりますので、積極的にご活用ください。</p> <p>なお、独自の社内システムにより製造出荷数量等を管理している場合、一定のフォーマットでデータを出力すれば支援ソフトに当該データを取り込むことが可能です。詳細につきましては、経済産業省までお問い合わせください。</p>
4	届出書の作成	作成方法	支援ソフトを利用せず、届出書(書面)の雛形を利用する場合、注意する点はありますか。	<p>下記URLに掲載しているそれぞれの記載要領及びコード表を参照しながら届出書を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html</a>            ※都道府県コード、国地域コード、用途番号のPDFは上記URLの「2. 届出書記入項目の参照資料」に掲載しています。</li> <li>●第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html</a>            ※都道府県コード、国地域コード、用途番号のPDFは上記URLに掲載している「別冊(PDFファイル)」を参照してください。</li> </ul>
5	届出書の作成	作成方法	登録した物質を簡単に把握することはできないでしょうか。	<p>支援ソフトを立ち上げた際の「メイン画面」に登録した物質の一覧が表示されます。</p>

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A(回答)
6	届出書の作成	作成方法	用途番号「109」や「198」、詳細用途番号「y」や「z」を選択すると具体的用途を記載するように警告が出ますが、必ず記載しなければなりませんか。	当該用途番号や当該詳細用途番号を選択した場合には、必ず具体的用途をお書き下さい。 なお、用途分類の考え方等の詳細については、NITEのウェブサイトに掲載されていますので下記URLを参照してください。 ●化審法における用途分類 <a href="https://www.nite.go.jp/chem/risk/youtobunrui.html">https://www.nite.go.jp/chem/risk/youtobunrui.html</a>
7	届出書の作成	作成方法	国・地域番号について、川上、川下の事業者等に確認しても判らない場合は、どのように記載すればよいのでしょうか。	経済産業省化学物質管理課化学物質安全室までご相談下さい。
8	届出書の作成	作成方法	昨年度とほぼ同様の届出を行います。作業負担を減らす方法はないでしょうか。	支援ソフトに過去引用という機能があり、過去に作成した届出データを引用して新たに届出データを作成することができます。 操作方法については、「届出書作成支援ソフトマニュアル」の「10. 1. 2過去の届出書の引用方法」を参照してください。
9	届出方法	光ディスクによる届出方法	光ディスクでの届出を予定していますが、物質区分ごとに1枚のディスクに記録するのでしょうか。それともすべてを1枚のディスクに記録するのでしょうか。	物質区分に関係なく、届出する一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質のデータを1つのXMLファイルに出力し、光ディスクに記録してください。 支援ソフトは、届出データを選択した後に「CD用」ボタンを押下すると、選択した届出データが1つのXMLファイルにまとめて出力されますので、それを1枚の光ディスクに保存し、光ディスク提出票を添えて提出してください。操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「6. 3. 2 光ディスクの届出」を参照してください。 なお、届出データの容量が多く、1枚の光ディスクでは記録しきれず2枚以上になる場合は、光ディスクに連番号を付してご提出ください。
10	届出方法	電子申請による届出方法	電子申請での届出を予定しています。電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用するのは、電子署名用の電子証明書の発行が必要でしょうか。	本届出に関し、電子署名用の電子証明書の発行は不要です。 ただし、事前に、電子申請用の「届出者等コード」(電子情報処理組織用のID番号)を取得する必要があります。 なお、「届出者等コード」は廃止手続き(電子情報処理組織使用廃止届の提出)がなされるまで有効です。 下記URLの「1-3. 電子届出の事前準備」より「電子情報処理組織使用届」の様式をダウンロードし必要事項を記入の上、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室までご提出ください。 詳細については届出書支援ソフトマニュアル「7. 1. 電子申請による届出」を参照してください。 ●一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出 「1-3. 電子届出の事前準備」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html</a>
11	届出方法	電子申請による届出方法	電子情報処理組織の「届出者等コード」を本日受け取りましたので、e-govに入ろうとしたが入りません。どうしたらよいでしょうか。	e-govは総務省で管理しており、「届出者等コード」等の登録作業は当室から当省情報担当部局経由でe-govの事務局に連絡が行くことになっていますので、しばらくお待ち下さい。 しばらく待ってもアクセスできない場合は当室にご連絡ください
12	届出方法	紙による届出方法	支援ソフトを使用して、書面で届出することは可能ですか。	可能です。 操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「6. 3. 3 書面による届出」を参照してください。
13	届出方法	代表者印	書面で届け出する場合、代表者印の押印は必要ですか。	書面の届出書及び光ディスク提出票(様式第21)ともに押印不要です。
14	届出方法	届出先	どこに届け出ればよいですか。	経済産業省化学物質管理課化学物質安全室となります。詳細は下掲URLに掲載している記載要領をご確認下さい。 ●一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出 「1-1. 記載要領等」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html</a>

No	分類	詳細分類	Q(質問)	A(回答)
15	届出書の保存	届出書の保存方法等	提出済みの届出書はコピー等を保存しておいた方がよいですか。 また、いつまで保存すればよいですか。	届出後、経済産業省やNITEより、届出物質や用途の情報について遡って照会させて頂く場合があります。 そのため、届出データは3年間程度の保存をお願いします。
16	支援ソフト	インストール	セキュリティの関係で、個人で外部からのシステム(届出支援ソフト)をインストールすることができない場合における対応方法を教えてください。	ご利用のシステム環境により経済産業省のウェブサイトからZIP版の支援ソフトをダウンロードできない場合は、CD-ROMでの提供を行っております。 なお、CD-ROMの郵送を希望される場合は、下掲URLに掲載しているCD-ROM申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送料相当分の切手を貼った返信用封筒を同封してお送り下さい。 ●届出書作成支援ソフト(Ver.04)の入手 「届出書作成支援ソフト(ver.04)のダウンロード」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html</a>
17	支援ソフト	インストール	支援ソフトをうまくインストールできません。どうすればよいでしょうか。	届出書支援ソフトマニュアル「別紙1 インストール・更新準備の手引き」を参照してください。
18	支援ソフト	インストール(CD版)	支援ソフトはパソコンのどこの領域に保存されるのでしょうか。	無条件にCドライブにkashinhouフォルダを作成します。 なお、Cドライブが存在しない場合には、CD版の支援ソフトを利用することはできません。
19	支援ソフト	稼働環境	支援ソフトの動作環境を教えてください。	届出書支援ソフトマニュアル「2. 1. 1パソコンの動作環境」若しくは下掲URLを参照してください。 ●届出書作成支援ソフト(Ver.04)の入手 「届出書作成支援ソフトの動作に必要なパソコンの環境について」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html</a>
20	支援ソフト	辞書更新	なぜ辞書の更新が必要となるのでしょうか。	届出対象物質が新たに追加されたり、届出不要物質になったりするためです。支援ソフトの辞書を最新の内容に更新することで、現状に応じた届出書の作成が可能となります。
21	支援ソフト	バージョンアップ	なぜプログラムのバージョンアップが必要となるのでしょうか。	支援ソフトの利便性を向上するため、メニュー構成等を見直しています。
22	支援ソフト	バージョンアップ	プログラムをアップデートしようとする、 "C¥CSCLSetUp¥kashinhou¥heip¥todokede.chmへのアクセスが拒否されました"とのエラーメッセージが表示され、アップデート出来ません。対処方法を教えてください。	最新バージョンの支援ソフトをインストールする必要があります。 現在使用している支援ソフトから、昨年のデータ及び個別辞書をデスクトップ等にエクスポートした後、お使いの支援ソフトをアンインストールしてください。その後、最新バージョンの支援ソフトをインストールしてください。 操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「2. 2. 1 支援ソフトの取得」を参照してください。
23	支援ソフト	バージョンアップ	バージョンアップを行った際、下記のエラーメッセージが表示され、先に進めません。どうしたらよいですか。 「日付の構文エラーです」	お使いのパソコンの動作環境に問題がある可能性があります。 届出書支援ソフトマニュアル「2. 1. 1パソコンの動作環境」若しくは下掲URLを参照して、お使いのパソコンの動作環境を確認してください。 ●届出書作成支援ソフト(Ver.04)の入手 「届出書作成支援ソフトの動作に必要なパソコンの環境について」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html</a>

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A (回答)
24	支援ソフト	起動時エラーの対応	インターネットを利用できるPCにも関わらず、支援ソフトの起動時に下記のエラーメッセージが表示されます。どうしたらよいですか。 「ネットワーク接続が行えない環境です。プログラム情報を最新の状態にしたい場合、ネットワーク接続の方法についてシステム管理者にご相談ください」	支援ソフトはインターネット接続時に、ブラウザ(Microsoft Edge)、またはMicrosoft Windows HTTP Services (WinHTTP)のプロキシ設定を用いますので、貴社のシステムがプロキシサーバーを経由する場合は、貴社のシステム管理者にプロキシサーバーの設定条件を確認してください。 なお、MEでインターネットに接続できている場合は、次のコマンドで修正できる場合があります。 netsh winhttp import proxy source=ie 貴社のシステムがプロキシサーバーを経由しない場合は、プロキシ設定の例外条件で経済産業省及びNITEのアドレス( <a href="https://www.meti.go.jp/">https://www.meti.go.jp/</a> , <a href="https://www.nite.go.jp/">https://www.nite.go.jp/</a> )を入力することにより解決できますが、当該設定が可能か否かは貴社のシステム管理者に確認してください。 また、当該メッセージは支援ソフトがインターネット接続時にプロキシサーバーから拒否されているため、支援ソフトのプログラム及び辞書情報のバージョンチェックができず表示されているものです。そのため、支援ソフトを使用する上では問題ありませんので、「OK」ボタンを押下し、そのままお使いください。 なお、バージョン情報のチェックは、毎週水曜日に無料で配信されるNITEのメールマガジンを購読し、リリース情報をウォッチする方法もあります。
25	支援ソフト	ヘルプ	ヘルプを起動すると下記のメッセージが表示され、先に進めません。どうしたらよいですか。「Web ページのナビゲーションは取り消されました」	① インストールフォルダの「kashinho¥help¥todokede.chm」ファイルを右クリックして、「プロパティ」をクリックします。 ② [ブロックの解除]をクリックします。 ③ 「kashinho¥help¥todokede.chm」ファイルをダブルクリックして開きます。
26	支援ソフト	物質の登録	未公示新規物質の場合には、どのように届出書を作成すればよいですか。	未公示新規物質については、支援ソフトの個別辞書登録機能で登録を行ってください。 操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「9. 1. 1. 個別辞書を登録する」を参照してください。
27	支援ソフト	物質の登録	日本薬局方に該当する化学物質の場合には、どのように届出書を作成すればよいですか。	薬局方に該当する化学物質については、個別辞書登録機能で登録を行ってください。 操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「9. 1. 1. 個別辞書を登録する」を参照してください。
28	支援ソフト	物質の登録	どうしても1物質だけ支援ソフトに登録できません。当該物質については、届出書の様式をダウンロードして直接記入し、書面による届出を行ってもよいでしょうか。	個別辞書に登録できない物質については、所定の様式に記入し書面にて届出を行ってください。ただし、個別辞書登録をすることができた他の物質につきましては、書面ではなく、XML形式のデータを作成し、電子申請(e-gov)若しくは光ディスクによる届出をお願いします。
29	支援ソフト	登録	支援ソフトで「一般化学物質」として2-234を登録しようとしたが、検索結果に出てこないため登録できません。どうすればよいでしょうか。	2-234は、平成24年12月21日付けで優先化学物質になったため、「優先化学物質」として検索すれば登録できます。このように、年度途中で届出区分が変更となる場合がありますので、適宜、経済産業省のウェブサイトにて直近情報を確認してください。
30	支援ソフト	登録	輸入商品(溶剤)に以下の CAS.NO. 及び MITI番号が振られています。 ①商品A(溶剤) CAS. 64742-47-8 MITI 9-1700 ②商品B(溶剤) CAS. 64742-46-7 MITI 9-1702 この商品を支援ソフトで登録しようとしたところ、システムで「選択された物質のCAS番号とMITI番号は不適切な組み合わせです。」「登録対象の物質は届出不要なCAS番号とMITI番号の組み合わせです。」と表示されます。この場合の処理の仕方を教えてください。	MITI 9-1700、9-1702は届出不要物質です。 輸入した化学物質が届出不要物質に該当する場合は届出する必要はありません。 年度途中で一般化学物質から届出不要物質に区分が変わる場合がありますので、適宜、経済産業省ウェブサイトにて直近情報を確認してください。

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A(回答)
31	支援ソフト	登録	製造・輸入合計数量を0で登録したところ届出書が印刷できませんでした。対応方法について教えてください。	「製造数量」、「輸入数量」、「製造・輸入合計数量」の値がいずれも「0」の場合は、化審法上の届出要件を満たしていませんので届出不要です。 そのため、支援ソフトでは届出書が印刷できないようにしています。
32	支援ソフト	データの取り込み	自社で独自に整理したCSV ファイルを支援ソフトに取り込むことはできませんか。	支援ソフトのフォーマットに適合していない場合は取り込むことができません。
33	支援ソフト	届出情報の確認方法	支援ソフトで、入力した情報を確認したいのですが、届出書(1物質)単位ではなく、一覧形式で確認することはできませんか。	CSV形式にて出力することができます。 出力したデータは表計算ソフトウェアでの読み込み及び修正が可能です。
34	支援ソフト	Excelでの編集	届出データをエクスポートし、Excelにて編集し、支援ソフトにインポートしようとしたところ、エラーが発生します。どうすればよいでしょうか。	支援ソフトのフォーマットに適合していない場合は取り込むことができません。編集過程でエクスポートしたフォーマットが崩れてしまう可能性がありますので、データエクスポートでの編集は奨励しておりません。
35	支援ソフト	データ移管	PC のリブレースにあたり、本年度使用したデータを新たなPC に移行したいのですが、どうすればよいでしょうか。	①CSV形式にて出力したデータを新たなPCにインポート ②kashinho¥databaseフォルダにあるdodokedeDB.mdbファイルを新しいPCの同フォルダにコピーの2手法があります。 ①の操作方法については、「届出書作成支援ソフトマニュアル」の「10. 7届出データのエクスポート・インポート」を参照してください。
36	支援ソフト	その他	アクセスD/B[todokedeDB.mdb]を確認することができません。	アクセスD/B[todokedeDB.mdb]は確認できないようにしています。
37	支援ソフト	その他	マスタ辞書は現在パスワードが掛かっていますが、今後公開されますか。	支援ソフトのマスタ辞書は一般化学物質等製造数量等届出書の作成支援を目的としていますので、目的外利用防止のためパスワードを設定しています。 なお、NITEのウェブサイトにおいてダウンロード可能なExcel形式のマスタ辞書情報を提供しています。 ●NITEウェブサイト <a href="https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo04.html">https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo04.html</a>
38	支援ソフト	インポート	ソフトに読み込ませるCSVフォーマット(以下、CSV)のテンプレートはありますか。	CSVフォーマットを作成するテンプレートはありますが、操作が煩雑となり、支援ソフトに取り込める形でデータを作成することが難しいため推奨しておりません。
39	支援ソフト	インポート	CSVの項目の説明、入力すべき値の種類を教えてください。	届出の内容により必須項目が変わってきますので、CSVフォーマット作成用テンプレートを参照してください。 なお、操作が煩雑となり、支援ソフトに取り込める形でデータを作成することが難しいため奨励しておりません。
40	支援ソフト	インポート	支援ソフトに読み込ませるCSVの仕様について、物質区分(第二種特定、監視、優先評価、一般)における必須項目はありますか。	届出の内容により必須項目が変わってきますので、CSVフォーマット作成用テンプレートを参照してください。 なお、操作が煩雑となり、支援ソフトに取り込める形でデータを作成することが難しいため奨励しておりません。
41	支援ソフト	作成方法	CSVに実数登録か数値丸め登録かを識別する項目はありますか。	CSVフォーマットには「実数値」若しくは「有効数字一桁に丸めた数値」を識別するための項目はありません。
42	支援ソフト	インポート	支援ソフト(Ver.03)を使用して作成した届出データや個別辞書ファイルはインポートできますか。	支援ソフト(Ver.03)を使用して作成した届出データや個別辞書をデスクトップ等にエクスポートし、最新版の支援ソフト(ver.04)にインポートすることは可能です。 操作の詳細については、届出書作成支援ソフトマニュアル「10. 7 届出データのエクスポート・インポート」を参照してください。



No	分類	詳細分類	Q (質問)	A (回答)
43	支援ソフト	一覧画面の操作	メイン画面のソートキーを二つ以上指定できるようにしてほしいです。こちらで整理する場合に化審法番号でソートするが、ポリマの場合は同一化審法番号が多く2つキーが必要と感じています。	「Shift」を押すことで複数のソートキーの指定が可能となります。
44	支援ソフト	バージョンアップ	更新処理中に予期せぬエラーが発生しました。(パス 'c:\kashinho\bin\Common.dll'へのアクセスが拒否されました。)	<p>1. アクセス権(更新権限)やセキュリティに係る確認を行ってしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新できないフォルダ等に配置していないか</li> <li>・光ディスク等に焼いて実行していないか</li> <li>・更新権限を得ていないセキュリティHDD等から実行していないか</li> <li>・デスクトップ等に配置した場合、更新権限はあるか</li> </ul> <p>2. kashinhoフォルダのbinフォルダ配下のファイルが読み取り専用になっていないか確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティに関する確認           <ol style="list-style-type: none"> <li>①「todokede.exe」および「update.exe」のプロパティにある [セキュリティ:このファイルは他のコンピュータから取得したものです。このコンピュータを保護するため、このファイルへのアクセスはブロックする可能性があります。] ⇒[<input type="checkbox"/> 許可する(K)] にチェックが入っているか。(二つのプログラムに許可を与える必要があります。)</li> <li>②「todokede.exe」及び「update.exe」にセキュリティのチェックボックスが無いかどうか確認してください。</li> <li>③kashinho\bin配下のファイル全てのプロパティについて、読み取り専用等になっていないか確認してください。 ⇒書き込み出来る必要があります。</li> </ol> </li> </ul> <p>3. 問題がないことを確認してもバージョンアップが出来ない場合は、経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 届出担当まで問合せをお願いします。その際、エラーメッセージ画像をPDF等のファイルに変換したものをメールに添付してください。 なお、経済産業省のメール環境では、HTML形式メールを受信することができません。そのため、画像は必ずPDF等のファイルに変換してください。</p>